

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、常勤役員等及び非常勤役員をいう。
- (2)常勤役員等とは、常務理事をいう。
- (3)非常勤役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員については、報酬、賞与を支給する。
- (2)非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会職員等の旅費支給に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表2に定める額
 - (2)賞与については、別表3に定める額
 - (3)通勤手当については、本会職員の給与に関する規程第13条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める本会職員等の旅費支給に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、本会職員の給与に関する規程第6条に準じた日とする。
- (2)賞与については、毎年6月及び12月とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
(役員等の費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。
(常務理事の報酬に関する規程の廃止)
- 3 常務理事の報酬に関する規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行する。ただし、別表3の規定は平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月3日から施行する。ただし、別表3の規定は平成30年12月1日から施行する。
(平成30年12月に支給する賞与の特例)
- 2 本規程第4条第1項第2号及び第5条第1項第2号に基づいて常勤役員等が平成30年12月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表3の規定の適用については、同表中「1. 1375月」とあるのは「1. 2月」とする。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月12日から施行する。ただし、別表3の規定は令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する賞与の特例)

- 2 本規程第4条第1項第2号及び第5条第1項第2号に基づいて常勤役員等が令和元年12月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表3の規定の適用については、同表中「1. 1625か月分」とあるのは「1. 1875か月分」とする。

別表1 非常勤役員の費用弁償額

- ・理事 日額 5,500円
- ・監事 日額 5,500円

別表2 常勤役員の報酬

- ・常務理事 月額 261,100円

別表3 常勤役員の賞与

- ・常務理事 6月及び12月の賞与
(報酬月額+役職加算5%) × 1.1625か月分